

1. 行動計画の総合的な推進（国民的運動に向けた課題整理）

（検討内容）

〔 里地里山保全活動行動計画2.（1）行動計画の目的 〕

・平成22年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」を推進するため、里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組が全国各地で国民的運動として展開されるための課題等について整理を行い、各種課題等に対応した今後の施策の展開方向について明確にするための検討を実施。

➡ **第1回検討会では、平成22年度までに実施してきた各省庁における関連施策内容について説明**

1-1. 第1回検討会での各委員の意見と対応

第1回検討会で得られた意見	当面の対応状況
【 <u>施策の現状評価</u> 】	
<p>里地里山の保全活動の促進を図るために実施してきたこれまでの<u>関係省庁の施策の取組について数値化できるものは数値化を図り定量的な評価により客観化しておいてはどうか。</u></p>	<p>関係省庁による里地里山関連施策等の取組状況やその効果等について可能な限り数値化を図り定量的な評価を実施。 → 「1-2. 関係省庁の施策の取組状況と効果」参照</p>
<p>これまでの関係省庁の施策等が里地里山の保全活動にどれくらい効果があるのかについて現状を把握しておいてほしい。</p>	<p>全国の里地里山保全活動団体等の現在の取組状況についてアンケート調査に基づき把握。 → 「1-3. 保全活動団体における保全活用の取組状況」参照</p>
<p>国民的運動としての政策評価としては、<u>定量的な現状把握が必要。</u>（国民の参加人数や保全活動面積のカバー率など）</p>	<p>自治体等を通じた全国の保全活動団体の把握とその活動状況を定期的に確認することを可能としたシステム構築の可能性を検討。</p>
【 <u>新たな提言</u> 】	
<p>グッドプラクティスをすくい上げるだけでなく、<u>農業政策に踏み込んだ支援・施策が必要。</u>日本なりの評価により、直接支払い等の環境に優しい農業に対する<u>インセンティブを与えることも検討すべき。</u></p>	<p>農業政策や産業政策を含めた大々的な検討が必要となるため関係省庁との調整による検討体制の構築についての検討が必要。</p>
<p>生物多様性の評価を主流化していくためには、<u>農林業などの産業振興を含めて検討していくことが必要。</u></p>	<p>なお、これらの検討にあたっては、H24年9月頃の閣議決定を目指している生物多様性国家戦略の改訂にかかる検討においても重要なポイントとなることから、<u>当面は国家戦略の改訂の議論も踏まえながら対応方策についての検討を実施。</u></p>
<p>現場での活動促進には<u>地権者や管理者等の理解・協力が不可欠</u>であり、生物多様性保全への理解促進とともに、<u>環境支払い等による直接的なメリットを与える仕組みが必要。</u>（生態系サービスや生物多様性が豊かになること自体が、その管理者や所有者にとってプラスに働く制度が不可欠。）</p>	

1-2-1. 保全活用の促進に向けた関係省庁の施策の取組状況と効果（環境省）

① 里地里山保全再生モデル事業（H16年度～H19年度）

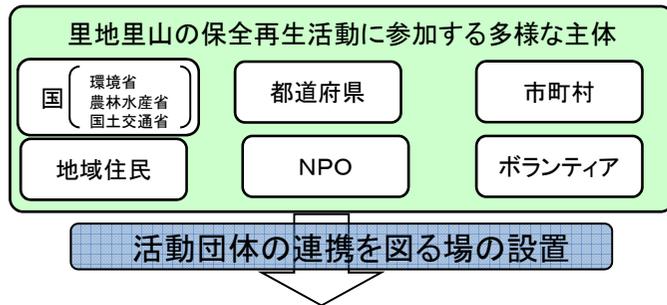
【概要】

○全国の里地里山の代表的なタイプごとに行政、専門家、住民、保全活動団体など多様な主体が協働して、里地里山の保全・活用を図るための実践的手法や体制、里地里山での環境学習のあり方について検討し、その結果を全国に発信・普及し、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動の促進を図る。

【実施状況】

○H16年度～H19年度にかけ、全国の4地域をモデルとして各地域の里地里山保全再生計画である「地域戦略」を策定し、地域戦略に基づいた効率的な具体的保全活動の実践を通じて「里地里山保全再生計画策定の手引き」を作成し全国へ発信・普及を実施。

○ 地域懇談会と地域戦略



地域懇談会の開催（各地域約30の団体が参加）

- ①自然環境・地域課題の詳細把握
- ②課題等に対する対応検討
- ③里地里山保全の方向性
- ④保全再生活動内容や、環境学習の実施など内容の検討
- ⑤活動の体制づくり・参加者の役割の明確化

必要に応じて
フィードバック・
地域戦略の改訂

地域の里地里山保全再生の計画である「地域戦略」を策定

地域戦略に基づき効率的な具体的保全活動の実践

取組の成果を全国へ発信・普及

普及状況

○ 各モデル地域での地域戦略に基づく具体的な保全活動

(1) 神奈川西部地域（神奈川県秦野市）

<多様な主体が参加した二次林と谷津田の生物多様性の保全>



専門家による研修の実施



落ち葉かき

(2) 福井・京都北部地域

<福井県越前市、京都府綾部市、宮津市、福知山市>

<里山景観の保全と希少種の保護を中核とした生物多様性の保全>



ササ葺き民家の再生



希少野生生物の保護

(3) 兵庫南部地域（兵庫県三田市、宝塚市、川西市、猪名川町）

<多様な主体が参画し地域資源を活用した里地里山の保全>



里山林整備



一庫炭（菊炭）



竹材の整備



里山くらしの体験教育

(4) 熊本南部地域（熊本県水川町）

<竹林の管理と里山を活かした環境教育の実施>

【配布状況】

○里地里山保全再生計画策定の手引き

発行部数：10,000部（H20、H22） → 配布部数：9,960部

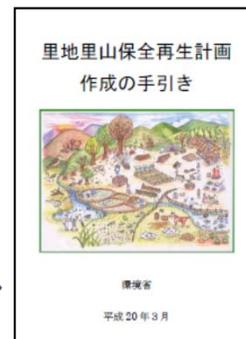
○里地里山保全活動行動計画

発行部数：4,000部（H22） → 配布部数：3,500部

○里地里山保全活動行動計画事例集

発行部数：3,000部（H23） → 配布部数：2,750部

PDFダウンロード数：25,856回



② 里なび研修会 (H19年度～H23年度 (継続))

【概要】

○里地里山の保全・活用の取組を実施している団体や地域住民等を対象に、専門家を交え里地里山の保全活動を効率的かつ継続可能な取組とするための技術的な方策等(「特徴的な取組事例の紹介」、「保全活動における技術的課題と解決方法」、「保全活動における工夫」)について取得するための研修。

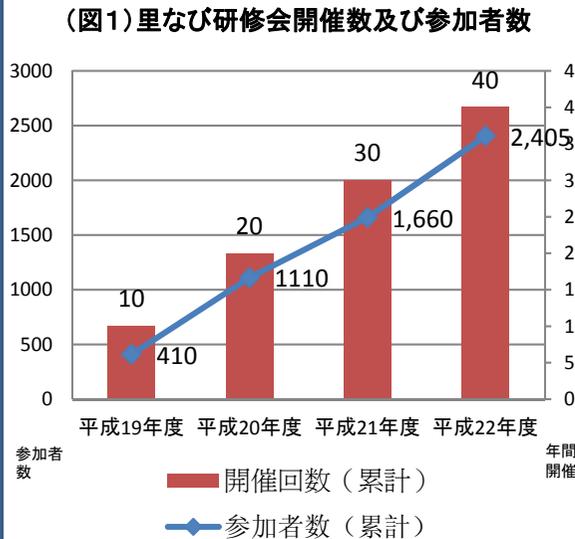
【実施状況】

○H19年度からH22年度までに全国40地域において開催しており延べ2,400人以上が研修会に参加。(図1)
平成23年度も全国10地域で開催する予定。

【効果】

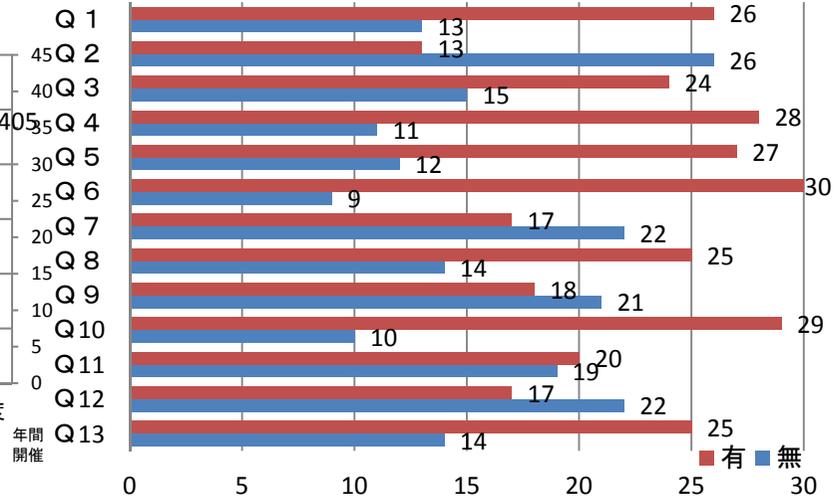
○研修会を開催した40地域に対し、5つの効果側面を把握するための13項目の効果検証指標によるアンケートの結果、全ての側面において有効であるという回答が上回っていることから、本研修会は各々の地域に即した活動促進の支援機能を果たしていると思慮。(図2)

実施状況



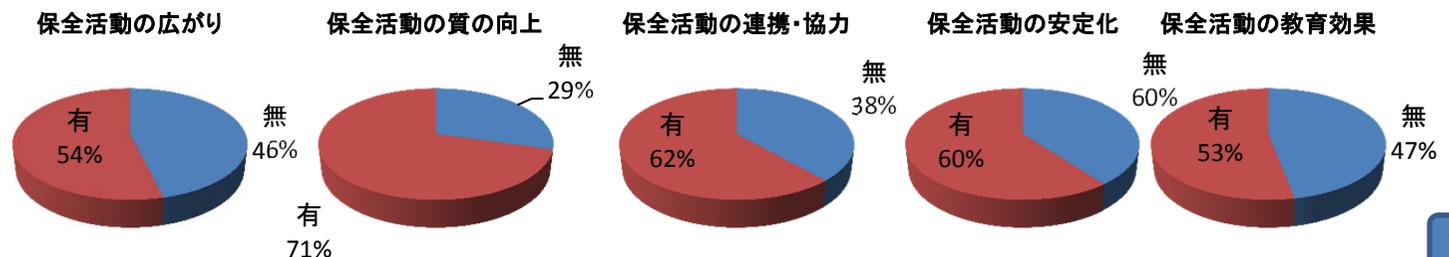
効果

(図2) 里なび研修会効果検証アンケート結果【効果検証】



No.	質問内容(効果検証指標)	効果の側面
Q1	新たな地域での活動の開始 (取組面積等の拡大)	活動の広がり
Q2	新たな団体の設立 (法人化、協議会や連絡会等の結成)	
Q3	参加者数の増加 (50%以上で増加、20%程度ではやや増加)	
Q4	新たなテーマの活動の開始	活動の質の向上
Q5	専門的・科学的観点による活動検証と新たな技能開発	
Q6	自治体との連携・協力	活動の連携・協力
Q7	企業との連携・協力	
Q8	他団体との連携・協力	
Q9	運営の安定化(寄付金、助成金の拡大)	活動の安定化
Q10	認知度アップ(活動記事等の掲載)	
Q11	児童生徒の参加	活動の教育効果
Q12	社会人向けセミナーや勉強会等の活性化	
Q13	団体内の学習活動の活性化とスキルアップ	

(図3) 里なび研修会効果検証アンケート結果(効果の側面)



③ 里なびHP(H20年度～H23年度(継続))

【概要】

○全国のボランティア希望者に対して活動への参加を募集する団体の紹介や技術支援を要望する団体への専門家情報、初心者向けの研修会の開催情報のほか、保全活動の取組の参考となる全国の特徴的な取組事例や参考文献等の情報について発信。

【実施状況】

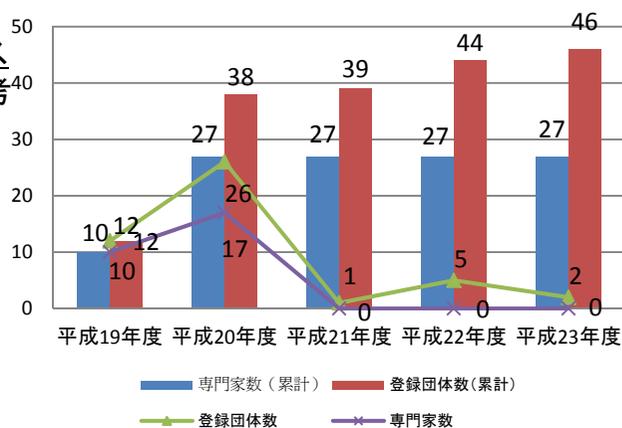
- 保全活動への参加を募集する登録団体は46団体、保全再生計画づくりや保全活動技術を伝承する専門家として27人を登録。(図1)
- 保全活動の取組の参考とするため、平成21年度は全国の取組事例600件を把握し、そのうち特徴的な60事例を里なびHPに掲載。
- H23年6月には、新たに国内外における里地里山の保全活用の取組事例を保全活動の目的や手法から体系的に検索可能としたシステムを加え488事例(国内428事例、海外60事例)及び日本語参考文献(123件)を掲載。(図2)

【効果】

- 里なびHPのアクセス数は平成20年度の開設以来増加してきている。(図3)
- 平成20年度から平成22年度の各年度とも里なび研修会の開催時期にアクセスが集中する傾向にある(図4)ことから研修会と連動した情報源として活用がなされているものと推察できる。
- HPのアクセス数は新たなデータ検索システムを掲載したH23年6月以降に大幅に増加していることから、データベース掲載による活用の効果が伺える。(図4)

実施状況

(図1)里なびホームページ登録団体数及び専門家数

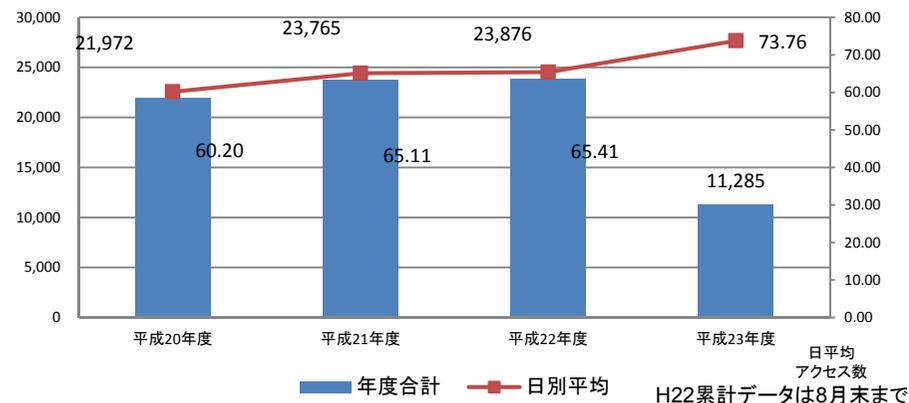


(図2)里なびHP検索画面

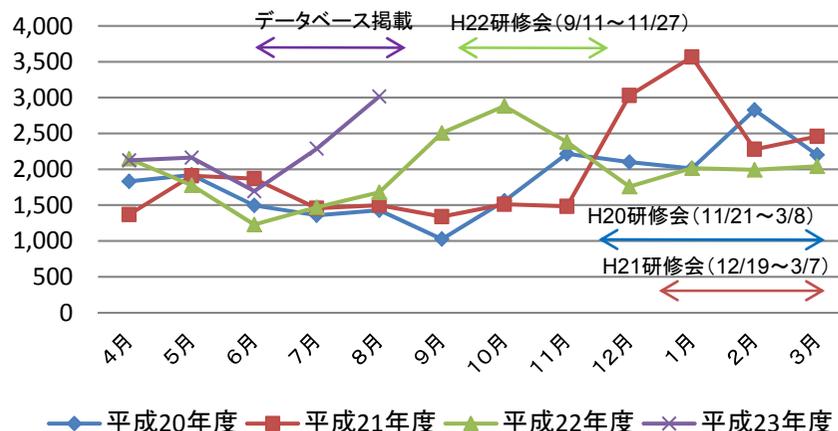


効果

(図3)里なびホームページアクセス数



(図4)里なびHPアクセス数



1-2-2. 保全活用の促進に向けた関係省庁の施策の取組状況と効果（農水省）

① 田んぼの生きもの調査（H13年度～H21年度）

【概要】

○農業農村整備事業を実施する上で必要な環境配慮計画を策定するため、水田周辺水域における生物の生息状況調査や分布調査を全国規模で市民参加型により実施。また、水田や水路での生きものとのふれ合いなどを通じて、地域住民の水田の多面的機能の理解醸成を図り、農業水利施設の維持管理への参加促進等を図る。

【実施状況】

○H13年度から実施されてきたがH21年度で終了。
 ○参加団体数はH13年度の開始から年々増加してきており、H21年度は616団体、約5,000人が参加。また、H21年度の調査結果としては、魚87種（日本に生息する淡水魚の約4割、希少種19種）を確認。カエル15種（日本に生息するカエルの約8割、希少種2種）を確認。水生昆虫20種（希少種4種）を確認。

【効果】

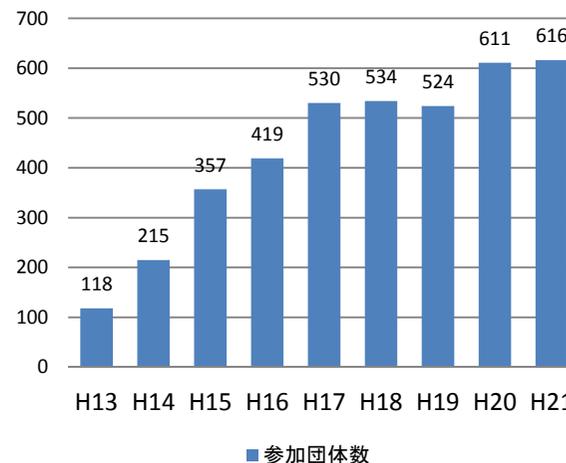
○調査結果は、農業農村整備事業を実施する際の保全対象種の選定や、水路の設計など事業の環境との調和への配慮に具体的に活用、反映がなされ水田周辺の生態系を保全。
 ○調査を通じて地域住民が水田や水路で生きものにふれ合うこと等により、水田の有する多面的機能について理解を深め、農業水利施設の維持管理への参加が促進。

実施状況



生き物調査の実施

（図1）田んぼの生き物調査の参加団体数



効果

保全指標種・対象種の選定
（環境配慮計画の策定）



ホトケドジョウ
（絶滅危惧IB類）



メダカ
（絶滅危惧II類）

設計・施工・管理への反映



水田魚道の設置



水田内ビオトープの設置

地域住民の理解醸成



住民参加による環境配慮型水路工事の施工



子ども達による生きもの調査の実施

○環境に配慮した事業の推進・農村環境の保全

○農業水利施設の維持管理への住民参加の促進

（資料：農林水産省HPより）

② 田園自然再生活動コンクール(H15年度～H23年度(継続))

【概要】

○農業生産との共生を図りつつ農村地域の二次的自然の保全・再生活動等を行っている優良事例を表彰し、その成果を広く紹介することによって、これらの優良事例の普及を図り、自然と共生した農村づくりを推進。

【実施状況】

○H15年度から毎年継続的に実施しており、延べ655団体が応募。

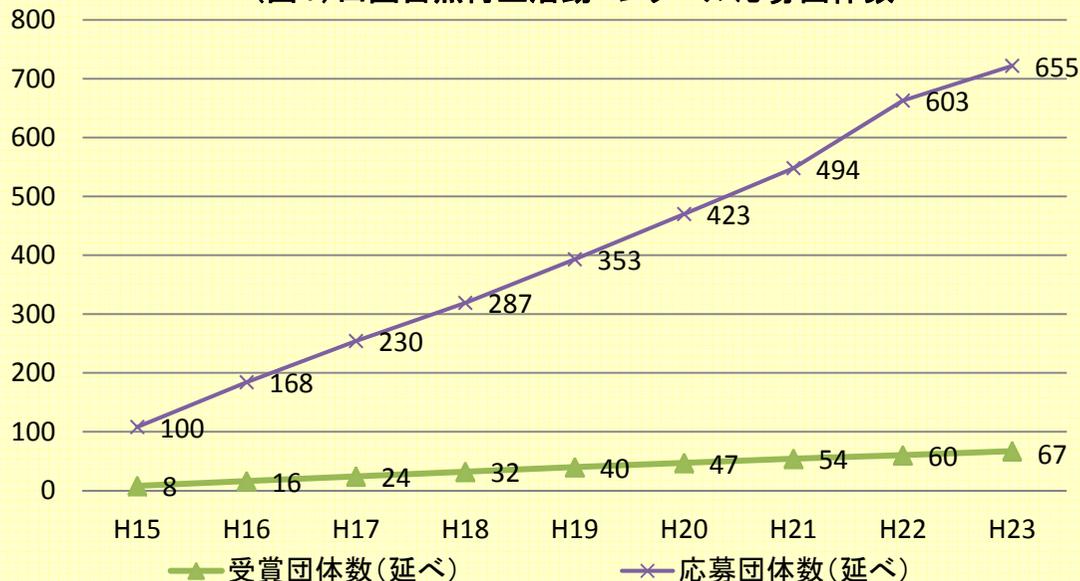
○H18年度からは年々応募団体数が増加しており、当該コンクールへの関心度が増している。

【効果】

○コンクールでの受賞が活動の拡大に寄与するとともに、受賞が新聞等のマスコミでとりあげられることによる広報効果・知名度が向上するケースもある。

実施状況

(図1) 田園自然再生活動コンクール応募団体数



(資料: 社団法人地域環境資源センターより提供)



田園自然再生活動事例
離農跡地の再生

(H23年度農林水産大臣賞受賞
北海道栗山町ハサンベツ里山計画実行委員会の取組)

(写真: 農水省HPより)

【概要】

過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源や農村環境の適切な保全管理が困難となっ
てきている中、これらを地域ぐるみで保全・向上する共同活動と、環境にやさしい先進的な営農活動を支援する。

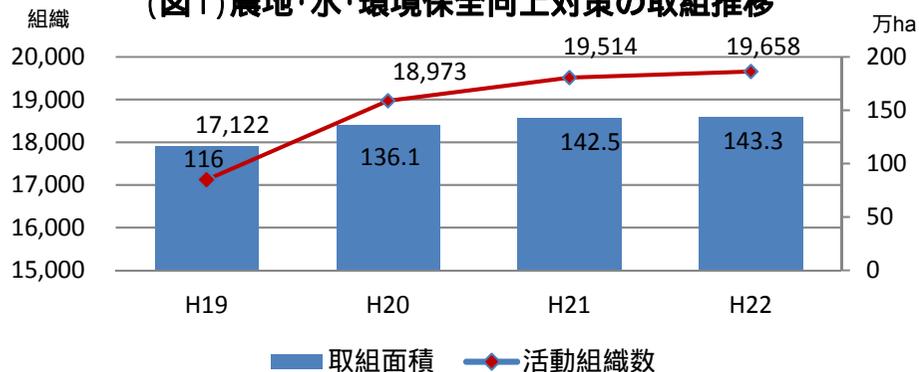
【実施状況】

（共同活動支援）

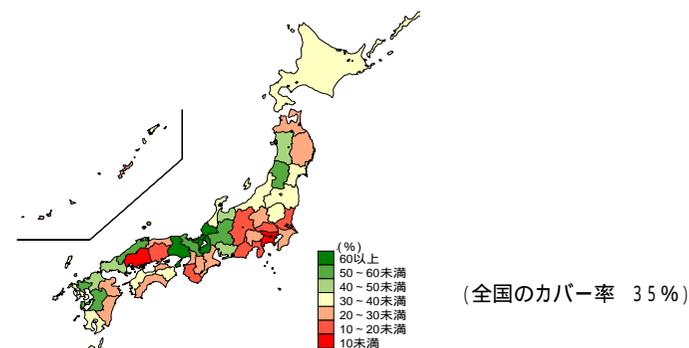
H23年5月現在、全国1,254市町村において、19,658の活動組織が、農地143万haにかかる開水路や農道等を市町村との協定に位置
付け、地域ぐるみの共同活動に取り組んでいる。(図1)

対象面積(耕地面積)に対する取組カバー率は35%で、地域によって取組状況に差があるものの、水を通じた保全管理のつながりのあ
る水田地域を中心に、全国的に相当な広がりとなっている。(図2)

(図1)農地・水・環境保全向上対策の取組推移



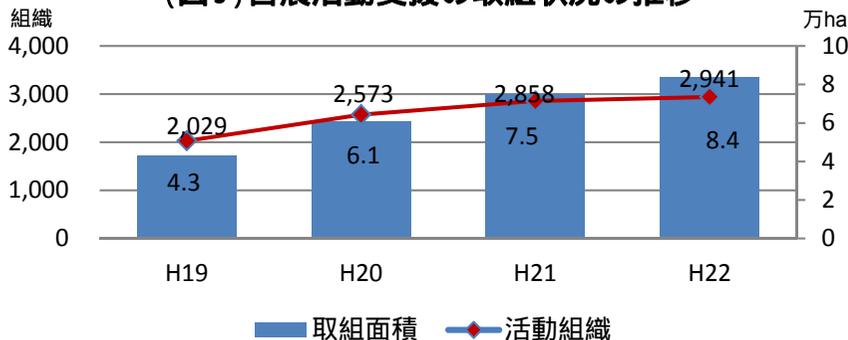
(図2)H22年度 耕地面積に占める割合



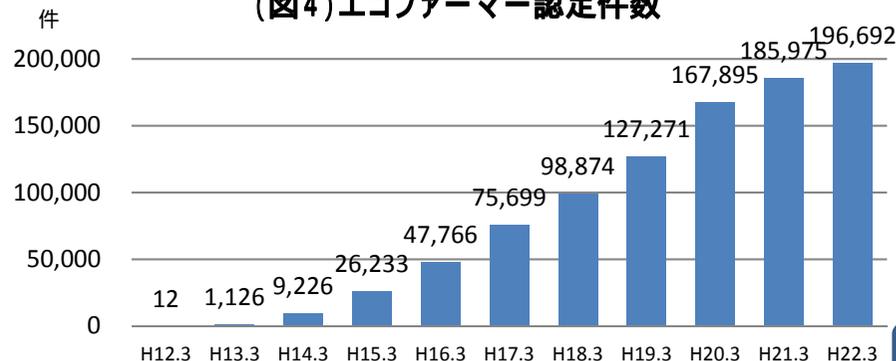
（営農活動支援）

全国で2,941の活動組織が8.4万haの農地において、化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動に取り組んでいる(図3)
営農活動の取組は、水稲、麦・豆類などを中心に年々増加するとともに、エコファーマーの育成にもつながっているが(図4)共同活動との
一体的実施やまとめり要件を設定していることから、共同活動の素地がない野菜、果樹での取組が進んでいない。

(図3)営農活動支援の取組状況の推移



(図4)エコファーマー認定件数



【効果】

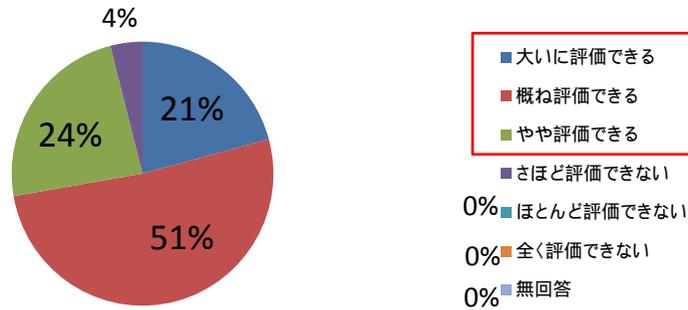
《共同活動支援》

全国143万haの農地と用水路等の施設を対象として、活動指針に基づき、点検、計画策定、実践活動等からなる保全活動(基礎活動)が確実に実施。また、機能診断、計画に基づき、施設の機能維持のための実践活動(向上活動)が適切に実施。
 非農業者も含む多様な主体の参画による景観形成、生態系保全、水質保全等の取組により、地域環境が保全・向上(図1)

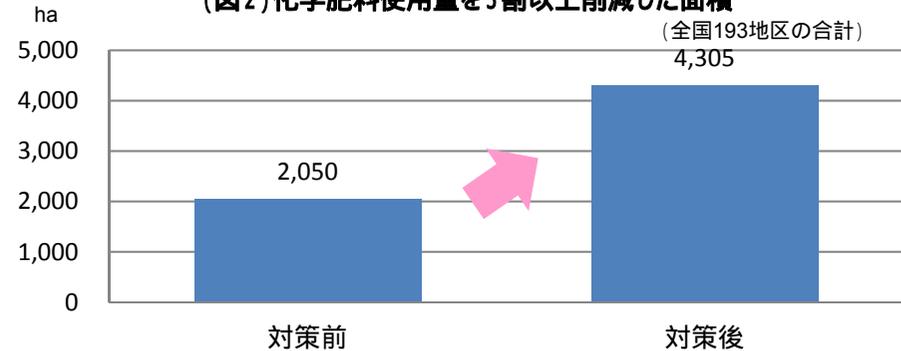
《営農活動支援》

営農活動支援により、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組が大きく増加。(図2)

(図1)農村環境の保全・向上効果に関するアンケート調査結果



(図2)化学肥料使用量を5割以上削減した面積

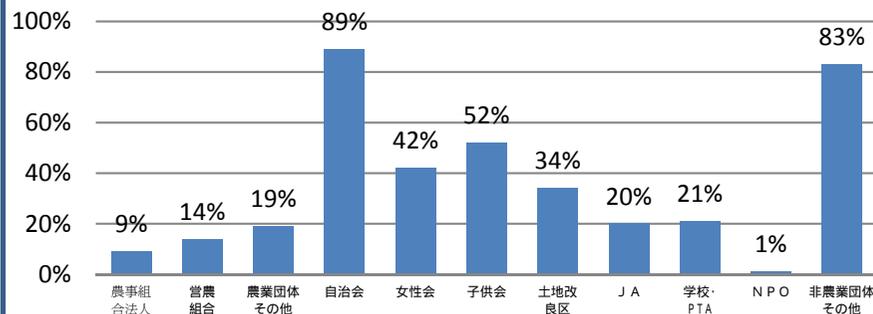


《地域のつながりを通じた農村地域の活性化》

農業者、非農業者、自治会、NPO等多様な主体から構成される活動組織により、資源の保全活動、営農活動、環境向上活動等多様な活動への取組がなされている。(図3)

構成員数			
個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 (農事組合法人、営農組合等)	その他 (自治会、子供会、女性会等)
113万5千人	24万2千人	15,985	114,640

(図3)活動組織への各団体の参画割合(全国)



多様な主体による資源の保全活動、環境向上活動及び環境に優しい営農活動を通じて、地域リーダーの育成などがみられ地域コミュニティが活性化。(図4・5・6)

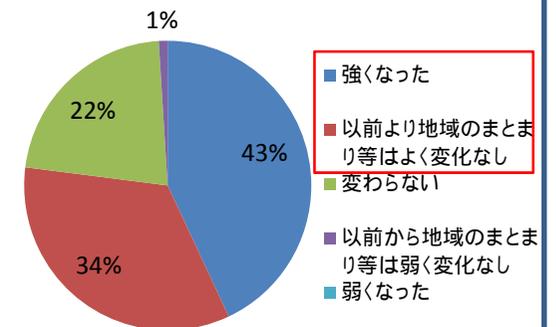
(図4)地域づくりのための話し合い(寄合)の回数(回/年)



(図5)行事やイベントの開催回数(回/年)



(図6)地域と人と人のつながりの変化



耕作放棄地対策の推進(平成21年度～継続)

【概要】

耕作放棄地の解消に向けて、再生利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策を必要に応じて活用する。これと併せて、平成21年に改正された農地制度において新たに設けられた農業委員会の役割強化による調査・指導や、所有者が判明しない遊休農地について利用権を設定できる仕組み等を適切に運用し、遊休農地解消に向けた取組を推進する。これらの取組を主体として、農用地区域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用と発生抑制を図る。

【耕作放棄地対策の取組み】

荒廃した耕作放棄地を引き受ける農業者、農業者組織、農業参入法人等が作物生産再開に向けて行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援するために耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を創設(H21年度～H25年度)。(図1)

【現状の効果】

農用地の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本方針」においては、平成32年までに415万haの面積確保との目標を掲げており、これを達成するためには、農用地区域からの農地の除外や新たな耕作放棄地発生による農地の減少のこれまでのすう勢を踏まえた上で、荒廃した耕作放棄地を平成32年までに10万ha再生することを目標として設定。平成22年度は年間目標値の6千haを上回る7千ha(精査中)の解消が図られている。(図2)

耕作放棄地の現状

- ・増加傾向にある耕作放棄地
 - ・耕地面積の減少
- 504万ha(95年)→469万ha(05年)
→459万ha(10年)

耕作放棄地における課題

- ・食料自給率向上のための農地の確保とその最大限の有効利用
- ・地域における様々な問題点の発生
 - ・荒廃した土地はそのままでは利用困難
 - ・病害虫の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・廃棄物の不法投棄 等

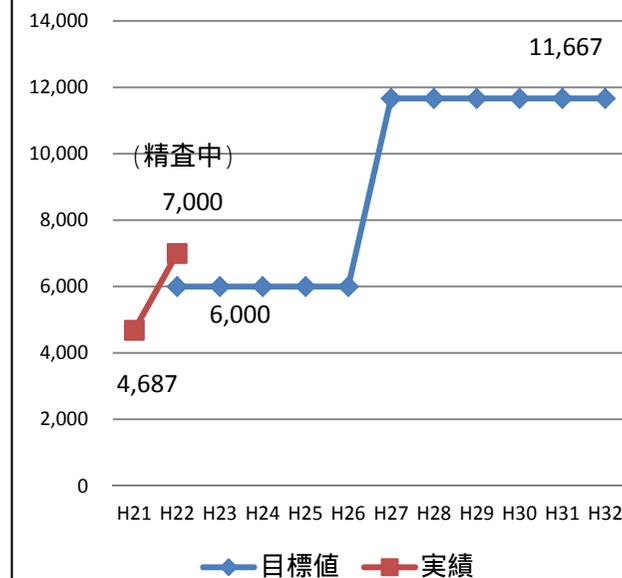


耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(図1)

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
荒廃した耕作放棄地の再生作業(雑草・雑木の除去、土づくり等)や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援
2. 施設等の整備への支援
耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援
3. 附帯事業への支援
引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援



(図2) 耕作放棄地解消面積(ha)



(資料:農林水産省HPより)

1 - 2 - 3. 保全活用の促進に向けた関係省庁の施策の取組状況と効果（林野庁）

地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業（H19年度～平成22年度）

【概要】

緑化行事の開催等による国民への普及啓発、企業等の森づくり活動への参加を促進するための環境整備等を通じて、国民参加の森林づくりの推進を図る。

【実施状況】

全国的な緑化運動の普及・啓発を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭などの国土緑化行事の開催や巨樹などの国民に身近な森林・樹木の保全・管理技術の開発と普及の支援を実施。

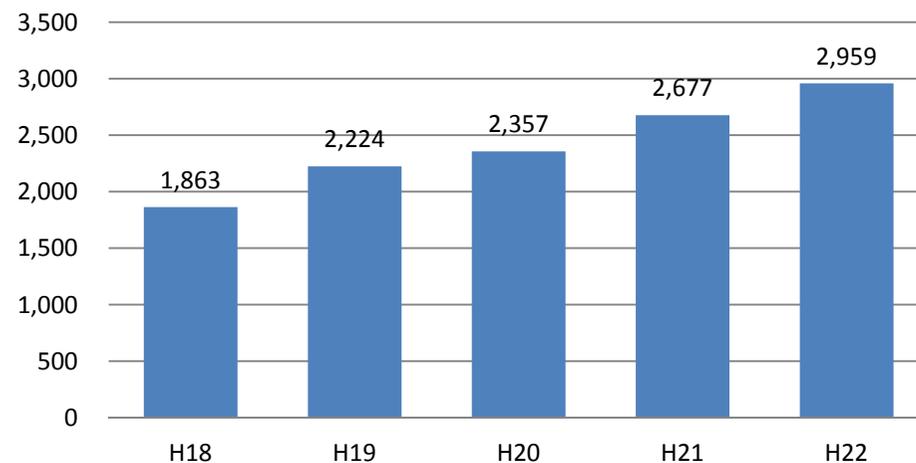
企業、NPOなどの多様な主体による森づくりをサポートする森づくり活動支援組織（森づくりコミッション）の活動を促進するため、活動マニュアルの作成、研修の実施、関係者等の情報のネットワーク化などの支援を実施。

企業の森づくり活動を促進するため、企業の社会貢献ニーズ調査、企業の経営者やCSR担当者などを対象としたシンポジウムの開催、森づくり活動の評価手法の普及の支援を実施。

【効果】

当該事業の実施により着実に国民参加による森林ボランティア団体数が増加してきている。（図1）

（図1）森林ボランティア団体数



第60回全国植樹祭（平成21年度）での天皇陛下によるお手植えの様子

1-2-4. 保全活用の促進に向けた関係省庁の施策の取組状況と効果(国土交通省)

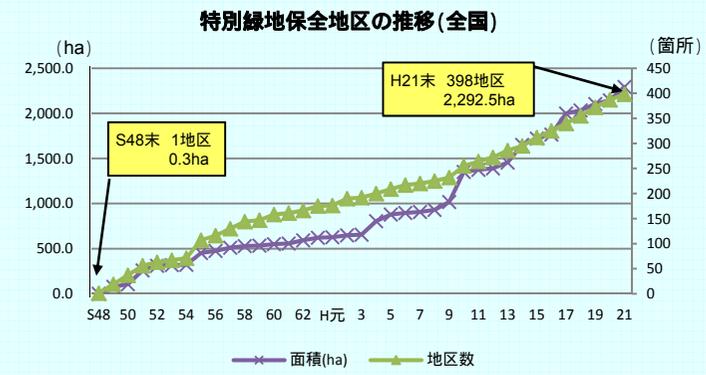
①都市公園法・都市緑地法制度による里地里山の保全・管理

【概要】

都市公園法に基づく都市公園の整備により、都市住民のレクリエーションの空間の確保、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに繋がる交流空間の確保等に資する都市の緑地の保全・再生を推進する。都市緑地法に基づく各制度により、都市の緑地の保全等を行う。具体的には、特別緑地保全地区の指定により、無秩序な市街化の防止等に適する緑地や、伝統的・文化的意義を有する緑地、風致又は景観が優れている緑地、動植物の生育地等として必要な緑地について、特別緑地保全地区として指定するほか、市民緑地、管理協定制度等を活用し、都市の緑地の適切な管理を行う。

【実施状況】

都市公園の設置面積は全国で116,667haにのぼり、その中に里地里山の保全等に資する都市公園整備の事例も含まれている。特別緑地保全地区の指定地区数・指定面積も年々増加しており、全国で2,292.5haが指定され、その多くに里地里山も含まれている。また、市民緑地については全国で148箇所、管理協定は全国で1箇所において制度が導入されている(契約の締結による緑地の公開、管理等)。



【都市公園の取組事例】

(野山北・六道山公園) (東京都武蔵村山市)
 広域公園
 面積260ha
 昭和63年から開園
 雑木林や谷戸を中心とした自然環境を保全しながら、貴重な狭山丘陵の里山景観を後世に残すことを目指している。指定管理者と公募登録制の里山ボランティアによる保全活動が行われている。



【特別緑地保全地区の取組事例】

(岡上梨子の木特別緑地保全地区)
 (神奈川県川崎市)
 川崎市内の特別緑地保全地区の総面積は89.4ha(平成21年度末)
 条例に基づき、地域住民と協働し、緑地の適正な維持管理のための保全管理計画を作成。(平成20年度末で15か所の計画が策定済)
 保全管理計画の作成の参加者を中心に、保全管理活動団体を立ち上げ、活動を実施。



【効果】

都市公園の整備により、里地里山の保全等が図られるとともに、公園利用者や地域住民等による保全・活用の取組が進展している。特別緑地保全地区の指定及び市民緑地、管理協定制度等の活用等を通じ、里地里山の保全及び地域の多様な主体による管理、利用等の活動の推進が図られている。

1-2-5. 保全活用の促進に向けた関係省庁の施策の取組状況と効果（文化庁）

重要文化的景観（H16年度～平成23年度）

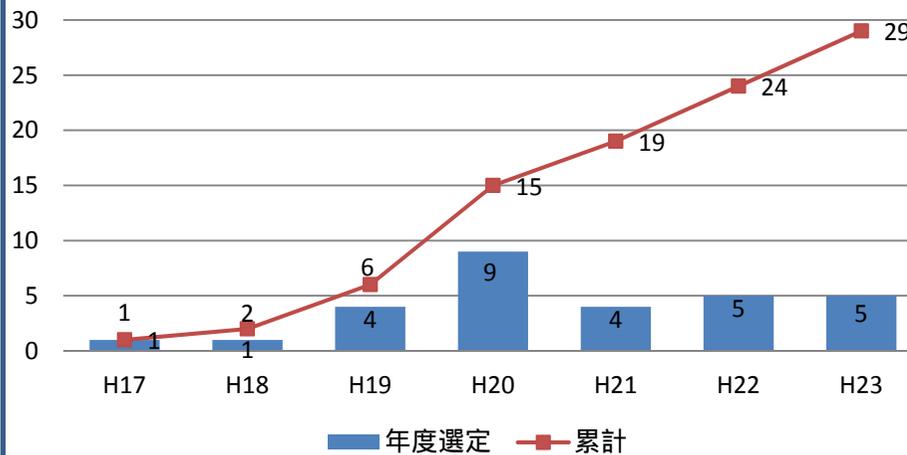
【概要】

平成16年の文化財保護法改正により、棚田や里山など、人と自然との営みによって育まれた土地利用の在り方を「文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの）」として評価し、文化的な価値を有する棚田、段々畑、集落等の景観を「重要文化的景観」として選定し、保存・活用を図る。

【実施状況】

平成17年度から平成23年度まで、全国29件の重要文化的景観を選定した（平成23年10月現在）ほか、平成17年度からは、文化的景観に係る調査、保存計画策定、整備、普及・啓発に係る国庫補助事業（平成23年度予算：200,000千円）を実施している。

重要文化的景観選定数



番号	名称	所在地
1	アイヌの伝統と近代開拓による沙流川(さるがわ)流域の文化的景観	北海道沙流(さる)郡平取町
2	遠野 荒川高原牧場	岩手県遠野市
3	一関本寺の農村景観	岩手県一関市
4	利根川・渡良瀬川合流域の水場(みずば)景観	群馬県邑楽郡板倉町
5	佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観	新潟県佐渡市
6	金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市
7	嫉捨の棚田	長野県千曲市
8	近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市
9	高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市
10	高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市
11	宇治の文化的景観	京都府宇治市
12	奥飛鳥の文化的景観	奈良県高市郡明日香村
13	檜原の棚田	徳島県勝浦郡上勝(かみかつ)町
14	遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市
15	四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市
16	四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町
17	久礼の港と漁師町の景観	高知県高岡郡中土佐町
18	四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梶原町
19	四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町
20	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町
21	蕨野の棚田	佐賀県唐津市
22	佐世保市黒島の文化的景観	長崎県佐世保市
23	平戸島の文化的景観	長崎県平戸市
24	五島市久賀島の文化的景観	長崎県五島市
25	小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町
26	通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町
27	天草市崎津の漁村景観	熊本県天草市
28	小鹿田焼の里	大分県日田市
29	田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市

【効果】

文化的景観保護制度の活用により、自然的特性、歴史的特性、生活・生業上の特性などの観点から、文化的景観の価値が正しく評価されてきている。

また、特に重要なもので保護の措置が講じられているものについては都道府県又は市町村の申出に基づき重要文化的景観に選定がなされ、地域において保存活用が図られるとともに次世代へと継承が図られることとなる。

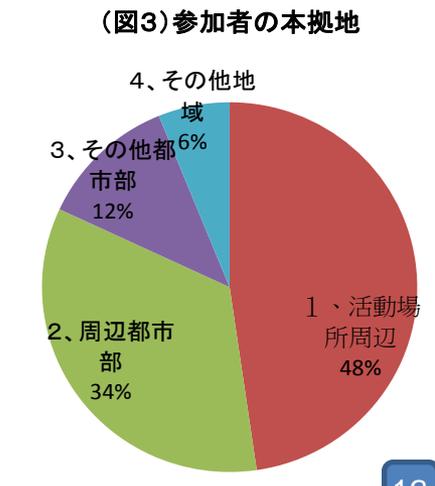
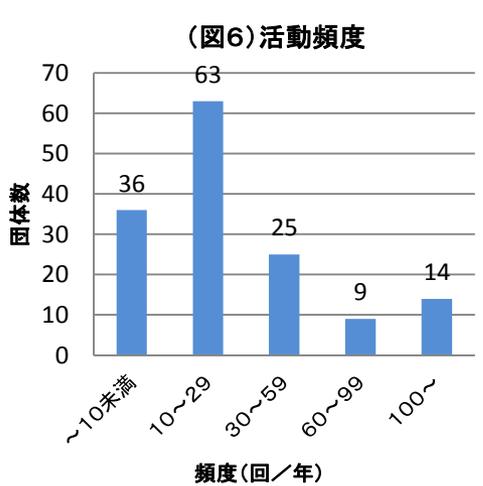
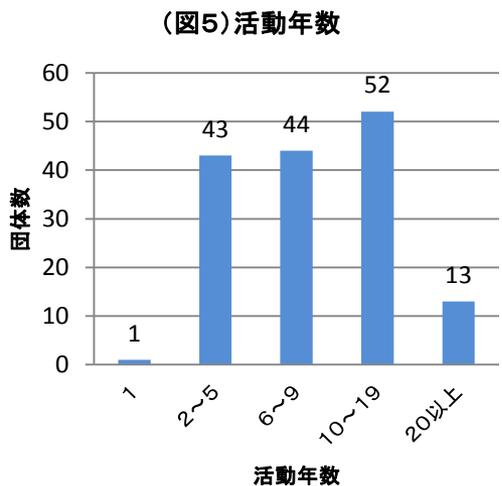
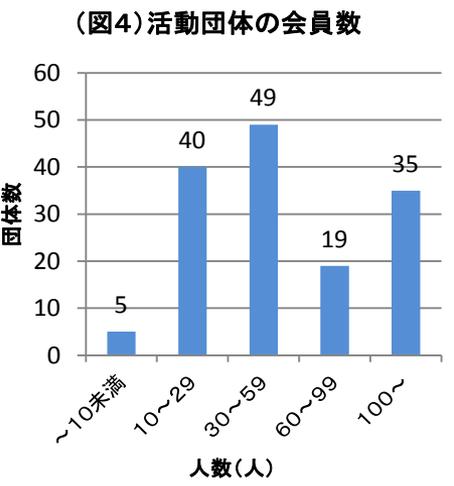
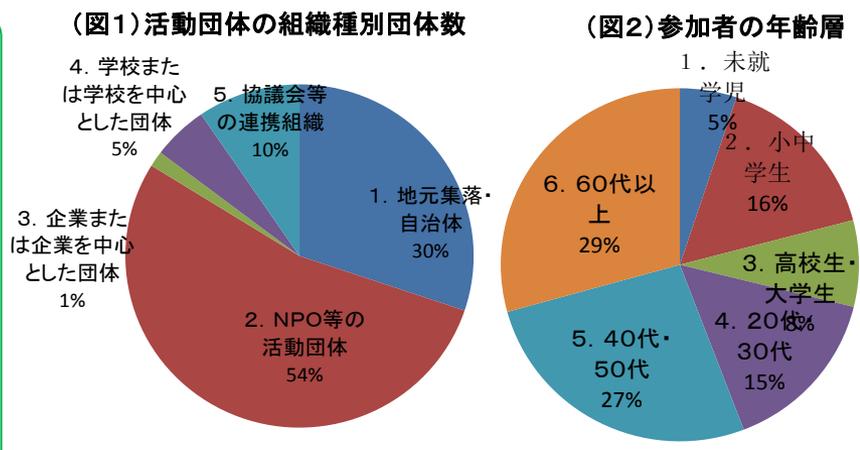
1-3. 里地里山保全活動団体における保全活用の取組状況（アンケート結果）

【目的】
 ○これまでの各省庁による里地里山の保全活用の促進を図るための様々な施策等の実施により、全国の里地里山の保全活動の取組が現状でどのようになっているのかを把握するため、別途実施している活動団体の自己評価指標を検討するためのアンケート調査結果を活用し取りまとめを行う。

【アンケート調査】
 ○全国47都道府県465団体へアンケートを発送。有効回答数166団体の回答結果から取りまとめを実施。

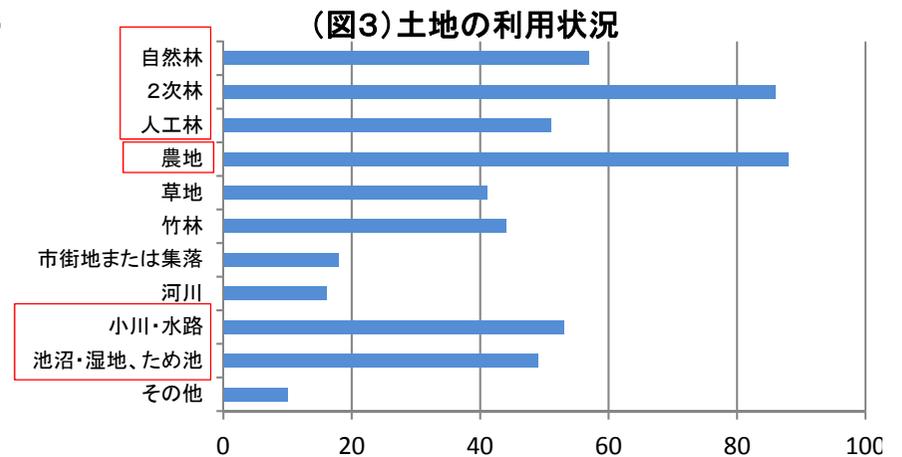
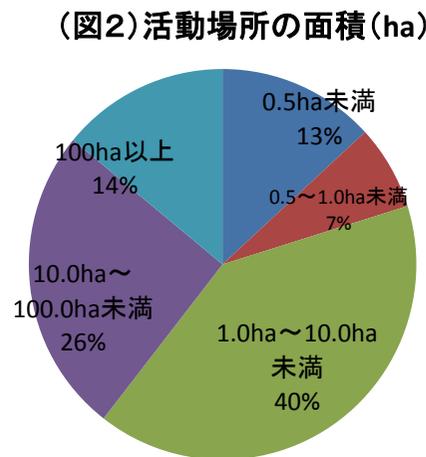
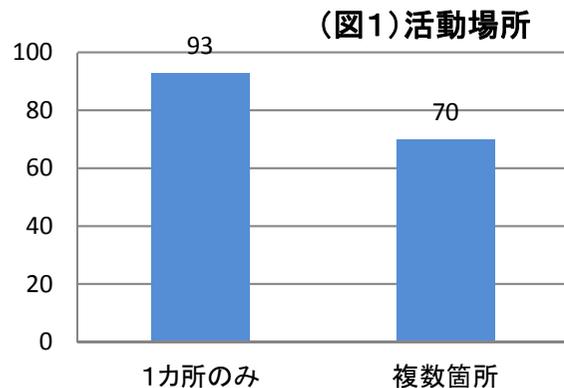
① 活動団体の概要

- NPO等との活動団体が最も多く54%を占め、次いで地元集落・自治会を中心とした団体が30%を占めている。(図1)
- 活動へ参加する年齢層は40代～60代以上が半数以上を占めているが、20～30代以下の若い世代の参加者も認められる。(図2)
- 活動に参加・協力する人々の居住地・本拠地は活動場所の周辺に本拠地をもつ者が多いが、周辺都市部からの参加も多く認められる。(図3)
- 活動団体の会員数は30～60人程度の団体が最も多く、最大1,200人の団体も認められる。(図4)
- 活動団体の活動年数は10～19年の団体が最も多く、平均10年程度となっている。(図5)
- 活動の頻度は年10～29回程度の団体が最も多く、平均36回程度となっている。(図6)

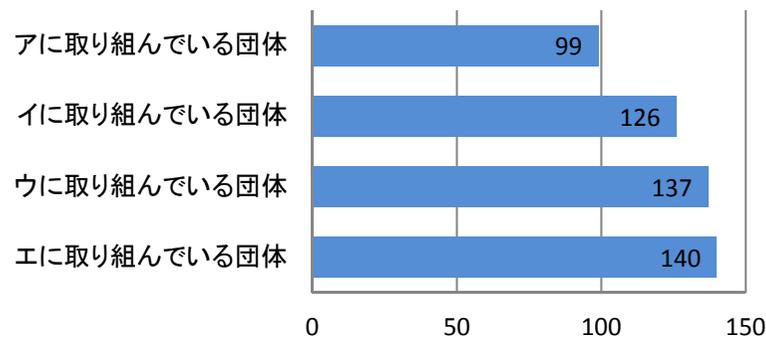


② 活動団体の活動場所と活動内容

- 活動の場所は複数ヶ所で行っている団体も70団体と多くを占めている。(図1)
- 活動場所の面積は1~10ha程度が最も多く、100ha規模で活動を行っている団体もある。(図2)
- 各活動団体の活動場所は、農地・二次林・自然林などの土地利用を行っている場所が多くを占めている。また、竹林や水路・ため池周辺での活動も多く行われている。(図3)
- 取組内容としては、「良好な景観の保全・活用」、「自然観察会・ガイドツアー」、といった都市住民等が訪れ易い活動や「野生生物生息・生息地保全」といった動植物の生息地を確保するための活動が多く、一方で農林業などの生業による活動は全体の中では少ない状況となっている。(図4、5)



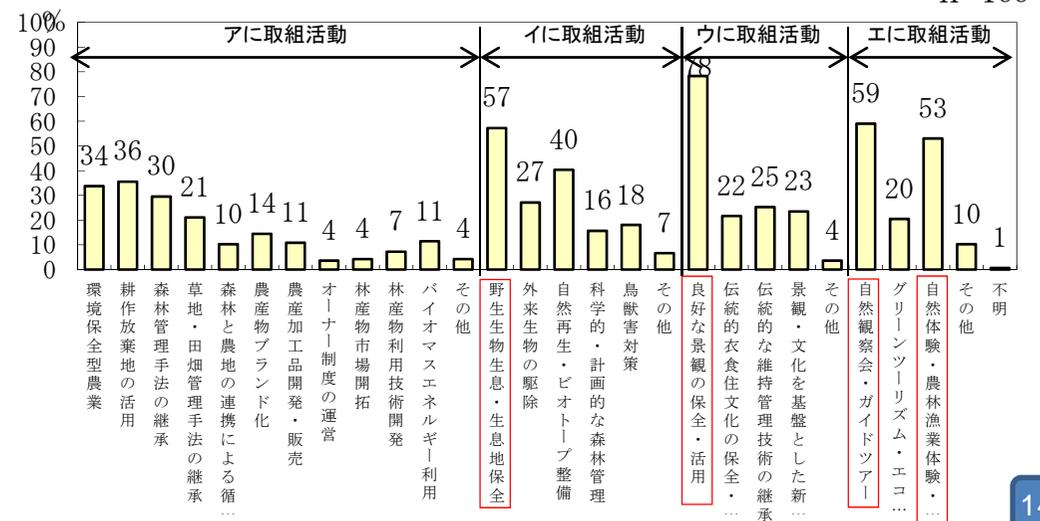
(図4) 活動内容について



【 具体的活動内容の凡例 】

ア	農林業を通じた持続的な管理・利用、バイオマスなど新たな資源としての利用
イ	野生動植物やその生息地の保全・管理
ウ	良好な景観の保全、伝統的な生活文化の智恵や技術の継承
エ	環境教育や自然体験、エコツーリズム等の場としての利用

(図5) 具体的な活動内容



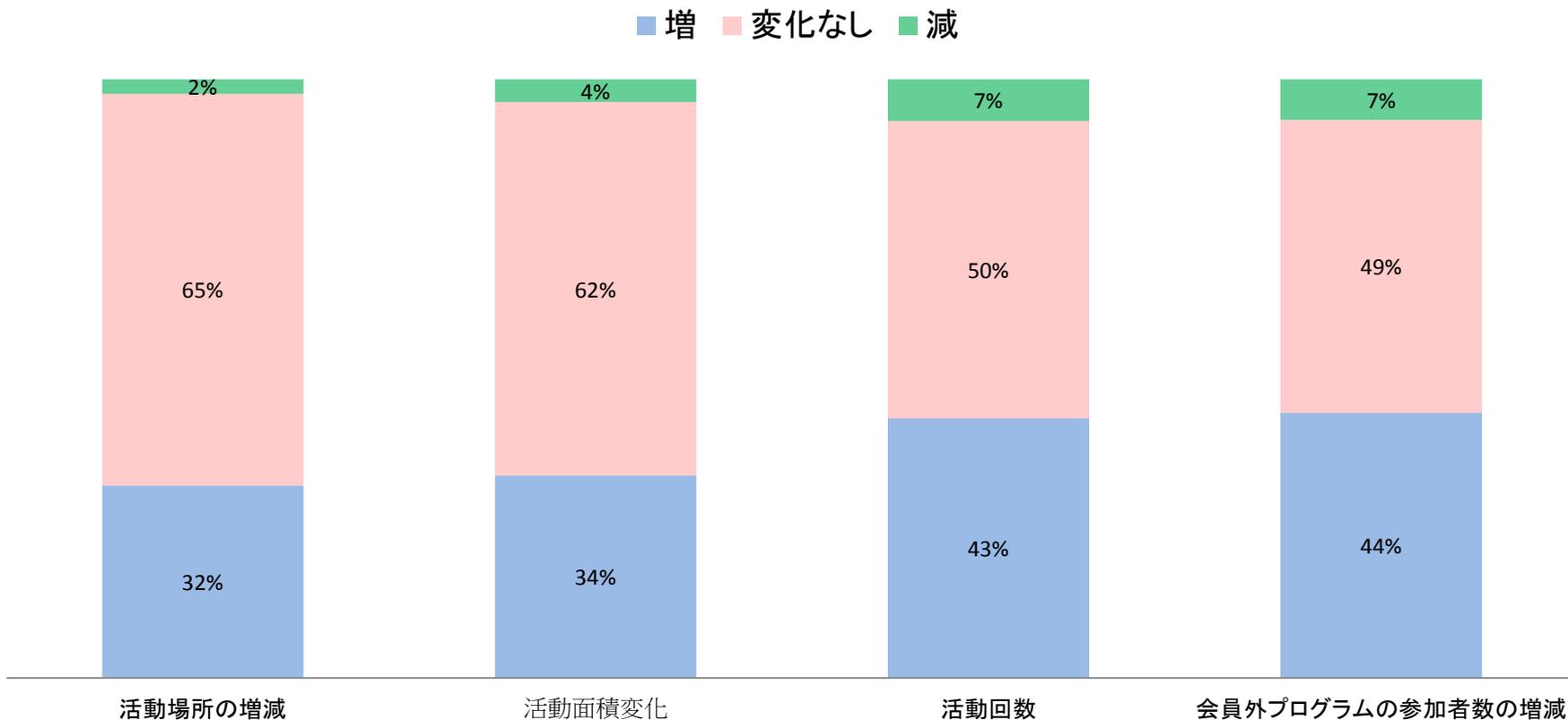
③ 活動団体による活動の変化の状況

(活動場所の増減、活動面積の増減、活動回数の増減、会員外プログラムの参加者数の増減)

○各活動団体における活動の場所・活動面積・活動回数・会員外プログラムの参加者数は、活動開始から変化のない団体が半数以上占めるものの、全ての活動の変化に対する要素において1/3以上の団体が増加していることから活動の広がりも認められる。

○なお、活動開始から活動の変化に対する要素が縮小してきたと回答した団体は1割に満たないことから、各活動団体の取組はおよそ順調に行われているものと考えられる。

(図4) 活動団体の活動の変化状況



④ 各種活動による地域の変化の状況

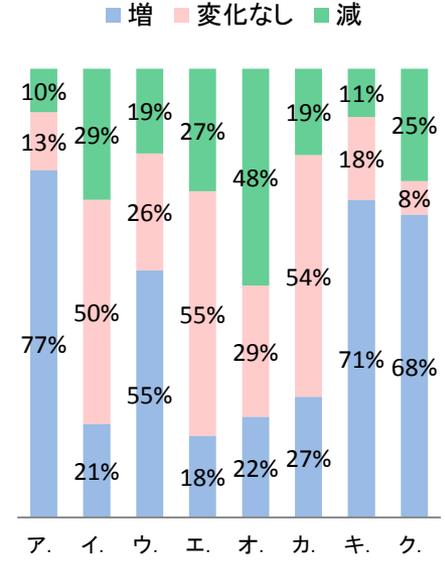
(「農林業等の活動」、「野生生物等の保全等の活動」、「景観保全等の活動」、「環境教育等の活動」)

- 「景観保全活動」・「環境教育等に関する活動」を実施している地域ではほとんどの項目で増加が顕著に認められるなど活動により地域に大きな変化が認められる。
- 特に、「里地里山の良好な景観を目的とした来訪者数」や「里地里山を基盤とした環境教育、体験等のイベント・プログラムへの参加者数」、「自然体験、エコツーリズム等を目的とした来訪数」の増加が顕著になっており、これらの活動は地域に活力をもたらすものと考えられる。
- 野生生物の保全活動を実施している地域では、活動を行うもの大型ほ乳類や外来種の生息が増加しており活動の成果が現れにくい。
- 「農林業等に関する活動」による地域の変化はそれほど顕著ではないことから、活動による地域の変化は現れにくいものと考えられる。
- 農林業等の活動の実施によっても農業従事者数は減少し耕作放棄地は増加している地域が半数程度認められる。

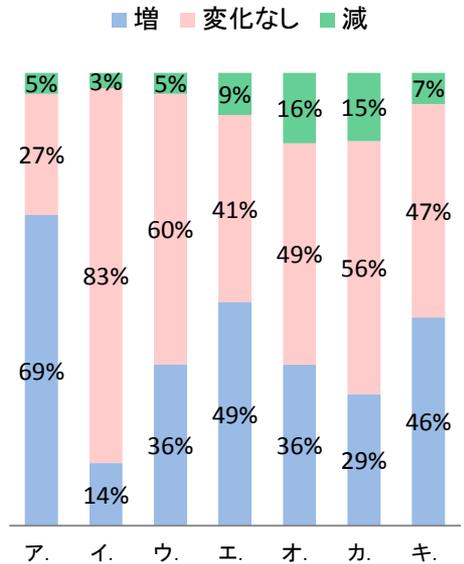
農林業等の活動による地域の変化状況



野生生物の保全活動による地域の変化状況



景観保全活動による地域の変化状況



環境教育等による地域の変化状況



○ マイナス変化(30%以上)

○ プラス変化(30%以上)

農林業等の活動	
ア	おもな活動場所での農林業従事者数
イ	耕作放棄地など人の手が入らなくなった里地里山の面積
ウ	環境保全型の農林業に取り組む農家数
エ	活動を通じて生産された農産物等の生産量
オ	活動を通じた農産物等の販売・流通による収入
カ	バイオマスなど新たな資源の利用可能量
キ	バイオマスなど新たな資源の利活用による収入

野生生物等の保全活動	
ア	大型哺乳類の生息の変化
イ	食物連鎖の上位に位置する動物の変化
ウ	竹林の生育の変化
エ	山菜やキノコ類の生育状況の変化
オ	山野草の変化
カ	園芸植物の栽培の変化
キ	外来種の変化
ク	増減している動植物の数の変化

景観保全等の活動	
ア	里地里山の良好な景観を目的とした来訪者数
イ	おもな活動場所内で保全対象としてリストアップされている景観・文化資源数
ウ	里地里山の景観、伝統的な生活文化を基盤としたイベント・プログラム数
エ	上記イベント・プログラムへの参加者数
オ	里地里山維持管理のための伝統的手法・技術の継承者数
カ	活動に協力・参加している地元住民数
キ	活動を通じて交流している他の地域、団体等の数

環境教育等の活動	
ア	活動に参加・協力している地元住民の数
イ	里地里山を基盤とした環境教育、体験等のイベント・プログラムの数
ウ	上記イベント・プログラムへの参加者数
エ	自然体験、エコツーリズム等を目的とした来訪者数
オ	自然資源を活かしたサービス提供による収入
カ	里地里山保全に関連する講習・研修等の開催数
キ	主な活動場所を環境学習等で活用している他団体の数

⑤ 活動団体の活動目的の達成状況

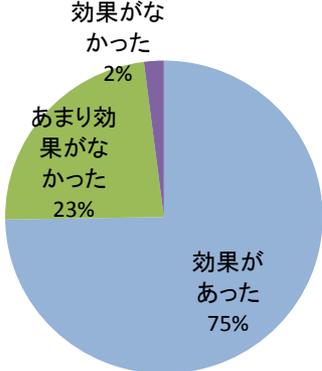
○ほとんどの各活動団体は自らの保全活動の取組が活動目的の達成に向けて効果があったものと感じているが、その認識割合については、活動による地域の変化状況と同様、景観保全活動や環境教育活動といった結果が明確に現れ易い活動の方が顕著になっている。

(図1～図8)

○活動全体を通じた自らの取組への満足度については3/4以上の団体が満足しており、活動について満足していない団体はわずか6%程度となっているなど、自らの活動を好評価している。(図9)

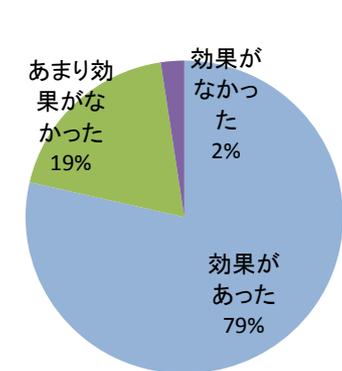
(図1)活動目的の達成状況

農林業を通じた持続的な管理・利用等



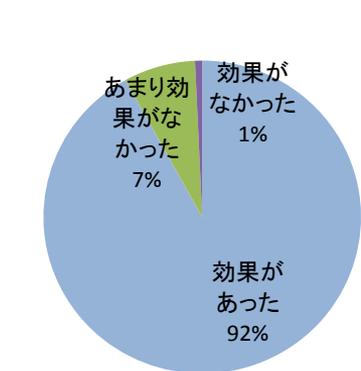
(図2)活動目的の達成状況

野生動植物やその生息地の保全・管理



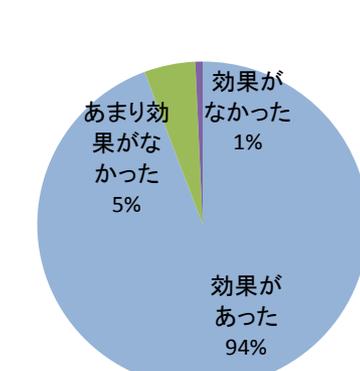
(図3)活動目的の達成状況

良好な景観保全、全党的文化・技術の継承

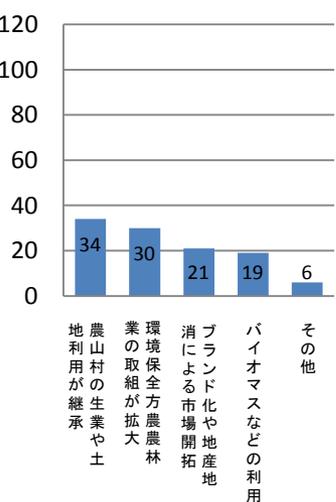


(図4)活動目的の達成状況

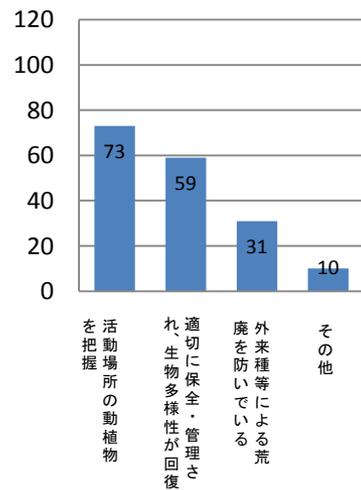
環境教育や自然体験等の場としての利用



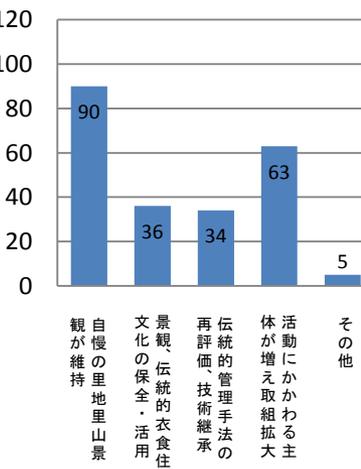
(図5)効果があったと思う理由(農林業)



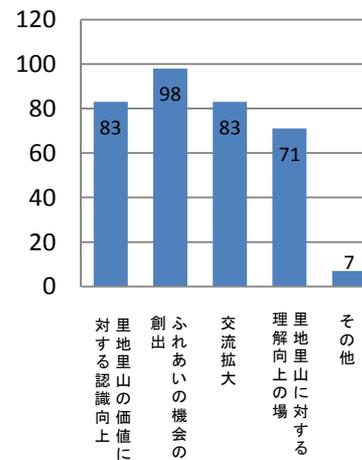
(図6)効果があったと思う理由(野生生物)



(図7)効果があったと思う理由(景観・文化)



(図8)効果があったと思う理由(環境教育)



(図9)活動全体を通じた取組への満足度

